

# 平成31年3月前期定例会 議事録

- ・開催日時 平成31年3月15日(金曜日)13時53分～17時10分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者 (委員)中野委員長 松尾委員 内田委員  
(事務局)山崎事務局長 角田副事務局長 古沢人事主幹  
前田係長 安田係長 江口係長 安心院主事

## 議事事項

### 1 人事委員会事務局職員の人事異動について

平成31年4月1日付けの人事委員会事務局職員(管理職)の人事異動について、事務局から説明をいたし承された。

### 2 平成31年2月後期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

### 3 組織改正等に伴う関係規則等の一部改正について

#### (1) 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。  
なお、今後、字句等の修正があった場合は、事務局長で対応することについて了承された。

#### 【説明】

##### 1 改正の理由

平成31年4月1日付け組織改正等に伴い、級別基準職務を改める必要があるため、佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する必要がある。

##### 2 改正の内容

組織改正関係等に伴う級別基準職務表の改正

行政職給料表級別基準職務表(別表第1関係)

- ・「人事委員会事務局長」 8級 9級に変更
- ・8級「労働委員会の事務局長の職務」 「事務局長の職務」

##### 3 施行期日

平成31年4月1日

## (2) 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

なお、今後、字句等の修正があった場合は、事務局長で対応することについて了承された。

### 【説明】

#### 1 改正の理由

平成31年4月1日付け組織改正等に伴い、管理職手当を支給する職を改める必要があるため、佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する必要がある。

#### 2 改正の内容

##### (1) 職の新設に伴うもの

・地域交流部 推進監 3種 等 5件

##### (2) 職の廃止に伴うもの

・運転免許指導官

##### (3) 組織の改廃に伴うもの

・肥前さが幕末維新博事務局の廃止(事務局長等3件) 等 5件

##### (4) 区分の変更に伴うもの

・政策部 調整官(3種 2種) 等 6件

#### 3 施行期日

平成31年4月1日

## (3) 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

なお、今後、字句等の修正があった場合は、事務局長で対応することについて了承された。

### 【説明】

#### 1 改正の理由

平成31年4月1日付け組織改正等に伴い、期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する必要がある。

#### 2 改正の内容

期末手当及び勤勉手当の基礎額に加算を受ける管理又は監督の地位のある職員について、副部長級の調整監及び企業立地総括監を規定するとともに、事務局長及び次長を削除する等の改正。(第4条の4関係)

#### 3 施行期日

平成31年4月1日

## (4) 級別職務区分表の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

平成 31 年 4 月 1 日付け組織改正等に伴い、級別職務区分表を改める必要があるため、級別職務区分表の一部を改正する必要がある。

2 改正の内容

( 1 ) 行政職給料表級別職務区分表

部局	所属名	職名	職務の級	備考			
知事	肥前さが幕末維新博 事務局	事務局長	9 級	職の廃止			
		次長	8 級				
		推進監（困難）	7 級				
		推進監	6 級				
		マネージャー（困難）	5 級				
		マネージャー	4 級				
	政策部	調整監（困難）	7 級	職の廃止	課長級 副部長級		
		調整監	6 級				
		調整監	8 級	職の新設			
	首都圏事務所	所長	9 級	職の廃止	部長級 副部長級		
			8 級	職の新設			
	佐賀県税事務所	所長	8 級	職の廃止	副部長級 課長級		
		室長（特に困難）	7 級	職の廃止			
		室長	6 級				
		副室長（特に困難）	5 級				
		副室長	4 級				
	地域交流部	推進監（困難）	7 級	職の新設			
		推進監	6 級				
	名護屋城博物館	副館長（特に困難）	7 級	職の新設			
		副館長	6 級				
	佐賀空港事務所	所長	8 級	職の廃止	副部長級 課長級		
所長（困難）		7 級	職の新設				
所長		6 級					

	虹の松原学園	副園長（特に困難）	7 級	職の新設	
		副園長	6 級		
	産業労働部	企業立地総括監	8 級	職の新設	
	有田窯業大学校	副校長	8 級	職の廃止	
		部長（困難）	5 級		
		教授（特に困難）			
		部長	4 級		
		教授			
	助教授（困難）				
	農業大学校	助教授（困難） 准教授（困難）	4 級	職の変更	
助教授 准教授		3 級			
林業試験場	副場長（困難）	5 級	職の削除 （研究職給料表適用へ）		
	副場長	4 級			
人事委員会	人事委員会事務局	事務局長	8 級	職の廃止	副部長級 部長級
		事務局長	9 級	職の新設	
警察本部	警察本部	運転免許指導官 （特に困難）	7 級	職の廃止	
		運転免許指導官	6 級		
		主任航空機整備士（困難）	4 級	職の追加	
		主任航空機整備士	3 級		

（ 2 ）公安職給料表級別職務区分表

部局	所属名	職名	職務の級	備考
警察本部	交通部運転免許課	運転免許指導官	7 級	職の廃止

（ 3 ）研究職給料表級別職務区分表

部局	所属名	職名	職務の級	備考
知事	窯業技術センター	部長	4 級	職の削除
		課長	4 級	職の追加
	林業試験場	副場長	4 級	職の追加

### 3 適用日

平成 31 年 4 月 1 日

## (5) 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

なお、今後、字句等の修正があった場合は、事務局長で対応することについて了承された。

### 【説明】

#### 1 改正の理由

平成 31 年 4 月 1 日付け組織改正等に伴い、管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する必要がある。

#### 2 改正の内容

##### (1) 新たに指定する職

○本庁

・(産業労働部)企業立地総括監

○現地機関

・虹の松原学園 副園長

##### (2) 職の廃止に伴い指定から除外する職

○本庁

・知事部局(出納局を含む。) 事務局長 次長 マネージャー

○現地機関

・有田窯業大学校 校長 副校長(校長が非常勤である場合に限る。)

##### (3) その他所要の改正

### 3 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

## 4 職員の採用選考について

(1) 佐賀県知事から、佐賀県職員の任用に関する規則第 10 条の 6 の規定に基づき、職員の採用選考請求があったことについて事務局が説明し、選考の結果、請求のとおり合格とすることを決定した。

### 【説明】

・部長級 1 名(発令予定日 平成 31 年 4 月 1 日付)

・課長級 1 名(発令予定日 平成 31 年 4 月 1 日付)

(2) 佐賀県教育委員会から、佐賀県職員の任用に関する規則第 10 条の 6 の規定に基づき、職員の採用選考請求があったことについて事務局が説明し、選考の結果、請求のとおり合格とすることを決定した。

【説明】

- ・課長級 1名（発令予定日 平成31年4月1日付）

## 5 職員の転任協議について

佐賀県教育委員会から、佐賀県職員の任用に関する規則第4条第1項の規定に基づき、職員の転任協議があったことについて事務局から説明し、協議の結果、同意することを決定した。

【説明】

- ・主事級 9名（発令予定日 平成31年4月1日付）

## 6 扶養手当の運用についての一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

### 1 改正の内容

- （1）平成31年度から扶養手当の月額が職務の級により異なることに伴い、扶養手当認定簿の様式を改正する。
- （2）その他所要の改正

### 2 適用日

平成31年4月1日

## 7 改元に伴う運用通知の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

### 1 改正の内容

平成31年（2019年）5月1日の改元に伴い、以下の運用通知で定める各様式中に表記する元号を削除する。

- （1）住居手当の運用について（通知）
  - ・住居届
- （2）通勤手当の運用について（通知）
  - ・通勤届
  - ・通勤手当認定簿
- （3）特勤勤務手当等の運用について（通知）
  - ・特勤公署等実態票（その1）
  - ・特勤公署等実態票（その2）
- （4）佐賀県職員の退職管理に関する規則の運用について（通知）
  - ・再就職者による依頼等の承認申請書
  - ・再就職者から依頼等を受けた場合の届出

## 2 適用日

平成 31 年 4 月 1 日

## 8 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の運用についての一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### 【説明】

#### 1 改正の内容

(1) 新たな生徒減少期に対応した佐賀県立高等学校再編整備実施計画(第1次)に基づき再編された学校(以下「再編校」という。)における平成33年3月31日までの学級数の取扱いについて、以下のとおり定めることとした。

ア 再編校の校長においては、第1項及び第2項における学級数は、本務校及び兼務校の学級数を合計した数とする。

イ 再編校の教頭においては、第2項における学級数は、本務校及び兼務校の学級数を合計した数とする。

(2) その他所要の改正

## 2 適用日

平成 31 年 4 月 1 日

## 9 公文書開示請求拒否決定処分に係る審査請求の決定期間の延長について

平成 30 年 12 月 27 日付けで提起された公文書開示請求拒否決定処分に係る審査請求について、佐賀県情報公開・個人情報保護審査会の調査審議に時間を要するため、当該期間内に裁決を行うことは困難であることから、佐賀県情報公開条例第 17 条第 2 項ただし書の規定に基づき、裁決の期間を延長することについて、事務局から説明を行い、原案のとおり決定した。

また、審査請求人へ裁決の期間を延長した旨を通知することを決定した。

## 10 措置要求に係る受理決定の可否について

平成 31 年 3 月 13 日付けで提出された措置要求について、勤務条件に関する措置の要求に関する規則第 3 条第 1 項により受理することを決定した。

## その他

### 1 行事予定について